

夫婦間の契約

婚姻中取り消し可能

「契約は守らなければならない」という法格言があります。いったん契約した以上は、契約上解除権が留保されている場合や法定の取消、解除が認められる場合でなければ、契約上の債務を履行しなければならないのが原則です。

ところが、民法は、夫婦間でした契約は婚姻中いつでも夫婦の一方からこれを取り消すことができると規定しています（民法754条本文）。取消の理由は格別必要ありません。取消権の行使は婚姻中いつでもでき、時効にかかることもありません。書面によらない贈与の取消権（同550条）と異なり、契約の履行前だけでなく、履行後でも取消権が認められます。

夫婦は別人格であるとはいっても、婚姻中は自由意思に基づかない契約がなされやすいこと、夫婦間になされた契約の履行は当事者の愛情や道義によるべきであって、これに法的拘束力をもたせることは家庭の平和を害する結果になることなどが立法理由とされています。

しかし、この取消権に対しては強い批判があります。すなわち、自由意思に基づかない契約というのであれば、婚姻解消後に取り消せないとするのは不合理です

し、また、夫婦間の法的請求は家庭の平和を害するということと履行済の契約まで取り消して返還を法的に請求できるとすることとは整合しないではないかというのです。

この取消権は婚姻の効力として夫婦間に生ずるので、すから婚姻前の契約には適用されません。また、正常、円満な夫婦関係を前提として認められるものであって、夫婦関係が既に破綻しているような場合には取消権を行使できないと解されています。取消は夫婦関係が円満なときに結ばれた契約について、夫婦関係が円満な状態である場合に限るというように狭く解しているのです。

夫婦間の契約が詐欺、強迫によってなされたときは、詐欺、強迫を理由とする取消（同96条）の問題になります

夫婦間の契約の取消は第三者の権利を害することができないとされています（同754条但書）。たとえば、夫が妻に不動産を贈与し、妻がこれを第三者に譲渡した後に、夫が贈与を取り消してその不動産を第三者から取り戻すというようなことまでを認めるのは妥当でないからです。